

※記入時注意事項

全体を通して

- ・太枠内をご回答ください。
- ・当該確認書で回答いただいた内容は、後日公表する（公表対象外項目を除く）予定ですが、回答者の意向により公表不可にすることもできます。設問ごとに公表の可否をお訊ねする欄を設けていますので、そちらでご回答ください。
- ・回答のスペースが不足する場合は、適宜別紙を追加するなどしてください。

1 指定給水装置工事事業者研修会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績

- ・受講実績とは令和3年に行われた指定給水装置工事事業者研修会を受講された実績を指します。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

- ・市民からの修繕依頼に対する、原則的な対応をお訊ねするものです。混雑状況・内容等による対応の変動もありえるものとします。
- ・**営業時間** 最も基本となる営業時間を記入してください。
- ・**休業日** 該当に☑を入れてください。別紙記入例では、土曜日は第2・第4土曜日が休み、日曜日がすべて休みの場合を示しています。「夏季」は8月15日の前後一週間以内に、「年末年始」は12月29日から1月3日の間に、一日でも休みがあれば☑を入れてください。年中無休の場合は、☑を入れず全て「□」のままとしてください。
- ・**漏水修繕対応** 市民からの修繕依頼に対し原則的に対応するかどうかをお答えください。
- ・**施工対応修繕工事** 上記「漏水修繕対応」に「可能」と答えた場合、ひとつ以上選択してください。「受水槽・ポンプ」「給湯器」については、ひとまず相談を受けるが現地にて確認した不具合の内容によりメーカー対応となるような場合でも、☑を入れてください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

- ・選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者が、給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているかを確認するものです。下記水道法施工規則規定に基づくお訊ねです。
- ・外部研修（例：e-ラーニング研修・現地研修会）については、受講を証明する書類（例：旧 e-ラーニング試験実施履歴，終了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証）の写しを添付してください。
- ・自社研修については、研修内容を記載してください。別途の証明書類等添付は不要です。

水道法施工規則

第36条 第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

（以下抜粋）

- （4） 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事して適切に作業を行う技能を有する者の状況

・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況を確認するものです。下記水道法施行規則規定に基づくお訊ねです。

・保有している資格等 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者，配管技能検定会合格者，配管技能者認定)

なお、資格を証明する書類（資格証・合格証・修了証書等）の写しを添付してください。

水道法施工規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

(以下抜粋)

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

・過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。